

---

平成29年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第6日)

平成29年12月21日 (木曜日)

---

**議事日程 (第6号)**

平成29年12月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第65号 平成29年度築上町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第2 議案第66号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第3 議案第67号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第68号 平成29年度築上町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第69号 平成29年度築上町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第70号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第71号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第72号 築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第73号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第74号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第75号 築上町国営椎田土地改良施設の維持管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第76号 築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 陳情第1号 2018年度教育条件整備陳情書  
(追加分)
- 日程第14 常任委員会の閉会中の継続審査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第65号 平成29年度築上町一般会計補正予算(第4号)について

- 日程第2 議案第66号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第3 議案第67号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第68号 平成29年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第69号 平成29年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第70号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第71号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第72号 築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第73号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第74号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第75号 築上町国営椎田土地改良施設の維持管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第76号 築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 陳情第1号 2018年度教育条件整備陳情書  
(追加分)
- 日程第14 常任委員会の閉会中の継続審査について

---

**出席議員（13名）**

1番 宗 晶子君	2番 小林 和政君
3番 鞆野 希昭君	4番 池亀 豊君
5番 工藤 久司君	6番 宮下 久雄君
8番 信田 博見君	9番 田村 兼光君
10番 塩田 文男君	11番 武道 修司君
12番 丸山 年弘君	13番 田原 宗憲君
14番 吉元 成一君	

---

欠席議員（1名）

7番 有永 義正君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君

総務係長 脇山千賀子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	教育長	亀田 俊隆君
会計管理者兼会計課長			永野 賀子君
総務課長	八野 繁博君	財政課長	元島 信一君
人権課長	武道 博君	税務課長	江本昭二郎君
住民課長	神崎 博子君	福祉課長	椎野 満博君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	福田 記久君	下水道課長	西田 哲幸君
総合管理課長	吉留梯一郎君	環境課長	長部 仁志君
商工課長	野正 修司君	学校教育課長	鍛冶 孝広君
生涯学習課長	柿本直保美君	産業課資源循環係長	下田大吾郎君
企画振興課地域創生推進係長			川内 慎也君
監査事務局長	石井 紫君		

---

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

---

日程第1. 議案第65号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） おはようございます。

議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算（第4号）について、本案所管分について慎重に審査した結果、子ども医療対策費、人事院勧告実施による人件費等の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算（第4号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、庁舎建設事業の債務負担行為の補正について反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 本案に対しては、工藤久司議員外2名から、お手元にお配りしました修正の動議が提出されています。地方自治法第115条の2の規定に基づく議員定数の12分の1以上の者の発議によるものであり、修正の動議が成立しております。よって、これを本案とふせて議題とします。

提出者の説明を求めます。工藤久司議員。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算（第4号）に対する修正案の説明をいたします。

議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算（第4号）の一部を、次のように修正いたします。

第2条を削り、第2表債務負担行為補正を削るものであります。なお、債務負担行為、翌年度以降にわたるものについては、前年度までの支出額または支出額見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書をあわせて削るものでございます。

提案理由であります。今回提案された債務負担行為の補正であります総額34億6,500万円という大きな予算に対して一番の問題は、町民の意見、また議会の意見が全く反映されていない予算であるということです。

3月の議会では、隣の敷地に移転という費用を提出し、可決されたにもかかわらず、相手方との調整がうまくいかない、また議会の議決がとれないということで断念をいたしました。6月議会では、町長がこの地に建てたいという旨の発言をし、今日、12月まで全くといっていいほど我々に説明もない、住民にも説明をしようとしないと。

基本この庁舎というものは、まずは住民説明会等を行い、基本構想、また基本計画で実施計画、設計で建設と入っていくものが通常だと考えます。他の自治体の建設に関しても最低5年、長いところでは7年、じっくりと吟味をして建設に至っております。時間がないからといって、合併特例債の期限が32年度に迫っているからといって、こういう予算を、先ほど言った過程、手順を踏まずに提出してきたことに関しては認めることはできません。いま一度、全ての選択肢、可

能性を秘めた議論をして、この予算を提出していただくことを強く望みます。

以上、簡単ですが、私の修正案の提案理由とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） これから、修正案の提出者説明に対する質疑を行います。質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから、修正案に対する討論を行います。修正案に反対意見のある方。宮下議員。

○議員（6番 宮下 久雄君） 庁舎の建てかえについては、反対意見は本議会中もございませんでした。当然、建てかえるべきであるという意見が大勢でございました。その中で、特例債を使わないで庁舎を建てるということはとても考えられません。この特例債は、ぜひ生かして庁舎を建てかえるべきだと思っております。

一部、豊前のほうに残りましたけれども、旧築城郡のほとんどが築上町としてまとめられました。このことに対して本当に私、旧築城郡が一本になったということで喜んでおります。これから執行部にもますます頑張ってください、発展した町をつくり上げてもらいたいと思います。

合併のときに本庁舎をどこに持っていくか、ということでいろいろ検討をいたしました。それで、この地に本庁舎を充てるという結論に達しまして現在まで来ているわけですが、合併当時この地が最も適しているということでここになったのでございまして、これをどこかに移しかえるとか、いろいろ議論を起こして難しくするよりも合併当時に選んだこの地をますます立派にして、全町すばらしい町につくり上げていっていただきたいというふうに執行部には私、思っております。

また、支所のことも心配でございますので、これをどういうふうに使っていくかというのは重々検討していただきたいと、それも思っております。

特例債を使っていくということでありますので、時期は早くすべきだと思いますので、今回の発議、修正案については反対をいたします。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算、修正動議について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの反対討論の12年前に決まったこと、それは今の理由にならないと思います。

さらに、この件では一般質問で再三にわたりお尋ねいたしました。県の市町村支援課より、この議案について直ちに違法とはいえないとの回答はありましたが、と同時にプロポーザル方式による募集を行うことは先行手続の契約の準備行為であり、契約ではないため、29年度に債務

負担行為の変更を補正予算に計上する必要はないとの回答もございました。必要のない予算を議案としている点に大きな疑問を感じる点、そして必要のない予算を議決しても約35億円、庁舎建設のための34億6,500万円の債務負担行為の予算の裏づけにはなり得ません。

つまり、予算の議決ができていない予算をもとにプロポーザル公募を行うことは、地方自治法第232条の3地方公共団体の支出の原因となるべき行為、その他の行為は法令または予算の定めるところに従い、これをしなければならないに違反すると考える点。そして、その状態でのプロポーザル公告に大きな危険を覚える点。そして、その議案の提案理由について、執行部は、予算の裏づけや今後の手続等に関する丁寧な説明を行うことができ、透明性の確保などの観点から、今後の選考の準備など手続をスムーズに行えると考えたと言っておられますが、議員や住民にとっては執行部側の都合のよい言いわけであり、それらのことは予算提案以前に行っていなければならない手続でございます。

さらに、前回、農協との話が壊れた後、再度提案するに当たって計画づくりに庁舎内での会議はたった2回、たった2回の会議のみで安易にこの約35億円という議案が上程されている点、現時点での予算提案は住民及び議会を無視した行為であると考えられます。

最後に、債務負担行為、随意契約などは法律の例外となるものなので、より丁寧な説明と住民への周知の上に認められるものでございます。本議案のように乱暴な予算の提案は、首長の執行権の乱用であると考えます。

以上の理由で、議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算、修正動議について、賛成討論といたします。

○議長（田村 兼光君） ほかに反対意見のある方。鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 修正動議に反対討論を行いたいと思います。

今月の7日開催の第5回築上町議会全員協議会において、町執行部より説明が行われた築上町役場庁舎建設基本構想・基本計画骨格（案）では、新庁舎の位置については、現有地は住民に本庁舎としての認識が高く、庁舎建設候補地については現庁舎の敷地の区域で計画します。なお、築城支所の活用方法についても同時に検討を進めていきますとの説明を受けました。

この現庁舎の位置は、JR椎田駅から徒歩で約5分足らずです。敷地の北東部には国道10号、南東部で県道豊津椎田線と隣接しており、周辺には築上町文化会館コマーレ、JA福岡京築椎田支店、椎田郵便局、福岡銀行椎田支店等の施設があり、非常に便利のよい場所にあります。

建設予算につきましては、築城支所の敷地に建設すれば、例えば3,000平米の増築を行えば平米当たりの単価50万円で15億円と安く済むとの意見がありますが、建設費以外に設計費、施工管理費、現庁舎の解体工事費、造成工事費、屋外整備等の外構工事費、引っ越し費用がかかります。この引っ越し費用についても敷地以外の築城支所だと遠くなりますので、かなりの引っ

越し費用もかかってくるのではないかと考えております。

また、現在の本庁に勤務する職員は約110名だと聞いております。まず、築城支所の敷地に建設する場合には、職員の駐車場を新たに整備する必要が生じます。この予算問題は庁舎建設だけを考えるのではなく、町の長期的展望を考えなければいけないと思います。

現在、町の施設として築城人権センター、椎田人権センター、椎田社会福祉センター・自愛の家、築城社会福祉センターがありますが、この施設は老朽化しており、近い将来は建てかえの検討もしなければならないと考えています。

例えば、築城支所の活用として、これらのセンターを築城支所に配置すれば建てかえなくて済みますが、建てかえの場合にはその費用がかかります。この場合、活用財源は、町にとって有利である合併特例債は対象にならないものと考えていますので、町の自己負担額は多大なものになってくると思います。

以上のことから、現有地から築城支所敷地に本庁舎を移転するメリットはないものと考えております。

次に、建設の周知やパブリックコメントについてですが、本庁舎建てかえ建設に当たってはプロポーザル方式で業者を設定し、建設内容等の周知方法としては、そこから出た計画の要旨を広報等でその都度、丁寧に説明をしていきたい。また、重要案件が出たときはアンケート調査等を行い、住民の意見を尊重し、慎重に取り扱っていきたい。自治会から説明を求められたときには説明会を行いたい。議会でも本庁舎建てかえについての委員会をつくってもらいたいとの説明も受けております。

今まで町長や町執行部の答弁や説明の中から、内容は、慎重な態度で全ての予算執行や庁舎建てかえ問題に取り組んでいくことが十分理解できております。その考えによりまして、修正動議には反対というところで討論を終わります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 修正動議に賛成の立場から討論を行います。

庁舎を建てることには賛成であります。しかし、町長の説明では、町民の反対の声はないということを言われますが、私が聞き取り調査をしたところによりますと、ほとんどの9割の方が、予算が安く、お金がかからないほうがいいのではないかとということを言われます。

その建設に当たりまして、一般質問でも私が説明したように、この本庁に建てる予算が34億6,500万円ですか、それにいろいろなものを含めまして36億5,000万円という数字が出ております。で、この町民の負担率は約14億円。

今、鞆野議員がおっしゃったように、築城支所が2,848平米あるんです。その中で、この

本庁に建てるに当たって6,000平米の規模のものを建てようとしております。築城の支所が2,848平米でありまして、3,000平米の増築をすれば平米当たり50万円で15億円ぐらいの予算で物が建ちます。

それに関しまして、いろいろな造成費が本町の分に関しては設計料が1億1,500万円ぐらいですか。この造成費に関しましても1億円もかからないと思いますし、安くできると思います。引っ越しの件に関しましても近いから安いとかいうようなことではないと思いますし、いろいろな個人情報とかがありますので、これを本町から横に持っていったら安いとか、支所へ持っていてもそんなに金額は変わらないと思います。

予算的にいうのであれば、築城支所と本庁舎を個々に建てるのとどっちが安いかといったときに、築城支所のほうが絶対に安いんです。その中で築城支所の負担率でいいますと、15億円プラスもろもろの経費がありまして、6億から7億円ぐらいの町民の負担で建つのではないかなと思います。私の説明としましては、半分の予算で建ちます。だから、この本庁に建てる本当の根拠を示していただきたいのと町民の本当に反対の意見があるのかなのか、それを慎重に執行部のほうも受けとめていただいて庁舎を建てていただきたいなと思います。

今の状況では、私は予算には賛成できませんので、修正動議に賛成の立場から討論をいたします。

○議長（田村 兼光君） ほかに反対意見のある方。塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 修正動議に反対の意見を申したいと思います。

ちょうどもう1年ぐらい前から……。1年ぐらいになるわけですけれども、官民連携という形で駅前周辺からこの本庁までの市場調査、これは国交省の100%補助で調査が行われました。その結果、官はあっても民がなかなか連携できる状況ではないという結論に至り、その中でJAの用地取得という形で、それも残念なことに最終的には白紙になりました。さまざまな形で今回、本庁の建てかえという形で来ているわけですが、委員会でもこの辺はよく話したことです。

それから、債務負担行為についての提出の仕方、やり方というのも委員会でも議論いたしました。どちらにしてもプロポーザル方式……。債務負担行為がなくてもできるのかできないのか、出し方によっては不可能ではないということで、冷静に考えれば今回、債務負担行為を出すほうが丁寧なやり方ではないかというふうに受け取れます。これがなければ、なぜ債務負担行為をしないのかという意見が出るのもよく……。ここまでが委員会の話でしたが。

今回の反対討論の提案理由の中に、移転や支所の取り扱い等さまざまな選択肢がある中とありますが、私の記憶では庁舎建てかえは聞いていますが、支所を含めた云々という話はなかなか行ったことがなくて——行ったことがないというか、こちら側から出る話がありますが、執行部からそういう話を聞いたことはないです。ただ、執行部からは、支所はこういう形でやっていくん

だということで聞くのみでしたので、内容としてはいかがなものかと思えます。

それで、今回の債務負担行為の件に関しまして、ただ否めないのは執行部側の丁寧な説明が非常に少ないと。それに対しては本当に今後、形を持って臨時議会を開いてでも庁舎についてはやっぱり細かな説明はしていただきたいなど。皆さん、ほとんどの方が庁舎を建てかえるということに反対ではないようなんですが、説明不足については今後、執行部には今までにない説明をちゃんと行ってもらえれば問題等はないと思っていますので、今回のこの修正動議に対しては反対意見を言いたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 修正動議に賛成の立場から発言をさせていただきます。

先ほどから、賛成・反対の意見が相次いで出ています。今のところ、議長をどけると12人だから、そうすれば全員となるかもわかりません。私は今まで反対者の意見を聞く中で、ごもつともだという点もあります。しかしながら、町民の皆さんに、的確に本当のことが伝わっているのかということが危惧されてなりません。

というのは、合併協議会の中で、本庁舎は、先ほど宮下議員が言っていましたけれど、ここでいくということだから、ここでいいんだというような言い方に聞こえましたが、それは合併する際において、確かに築城のほうが早く合併を望んだと思います。

その経過について、我々は旧椎田町の執行部へお願いに行ったわけではありませんから、内容的なことは人づてで聞いたことですから、この場で言えることではないと思いますが、合併協議会で決定したことと言っていますけれども、知らない町民は「ああ、そうか。それなら仕方がないかな」と捉える方が多いと思いますが、合併協議会で決定したことというのは、合併協議書の中に書かれていないと決定にはならないと、私はこういうふうに考えております。

合併協定書を見たところ、庁舎のことをどうのこうの、一言一句ありません。とにかく、合併したら、当初は椎田のここを本庁舎に置くと。築城の庁舎は支所機能として、またいろんな面で使っていくというような内容のことでした。というのは、やっぱり「どうしても合併しなきゃ築城が潰れそうだ」と言う築城の前執行部の方がおられて、その中でお願いしたことが最初の町長選挙のときに、旧町長が、築城の町長が出馬したら、旧椎田の方が町長の応援の演説に立ち、旧町長のことを「犬畜生にも劣る」というような発言までしました。

というのが、こういう約束やったんやないかということやから、それ以外のことは何でも聞きますよと。私の聞き及ぶ範囲では、町名に椎田という名前を使わないという約束と、それと築城で当時行われていた下水道事業を片づけてもらうと。それ以外は椎田の言うことにお任せしますと言ったのに、町長選挙に打って出たということで、物すごく反発した意見が新川町長の応援者

の中にあっただけです。私もその場にいたから、そういう人たちの話も聞きました。それは「合併せんと自分のところが潰れそうやから、ぜひ合併してほしいから」と中心になる人物は町民全体に相談せず、また反対者もいたわけですから無理な合併をしたと思います。

しかし、庁舎建設に対しては、ここじゃないといかんということは条文にうたわれていません。このことは町民の皆さんにはっきりさせないかんということと、庁舎建設に当たって予算を計上したときに一般質問で私を含め、数名の議員さんが質問しました。他の質問に対してはいろいろ言うこともないんですけど、私の質問に対しては、町長はこういうふうに答えました。この場におられる議員の皆さん、みんな聞いておると思いますが、庁舎建設については大きな金を使うんだから住民の皆さんに相談すべきじゃないか、という前向きな気持ちといった言葉を、町長は執行権という「伝家の宝刀」で一発で切り落しました、私の発言を。

その後、そんなに言いよったら反対する人が出てくるよちゅうたら、反対するならすりゃいいやないかと、町民に説明せんでいいちゅうように聞こえる言い方をしました。現実それから、こっちの町民、自分の支持者の方はそれは反対しないと思いますが、普通に町長は誰でもいいというぐらいの考えしかない町民、また余り町政に関心を持たない町民に、ここに町長が立っていることを反対者が一人もいないと言っていますけれども、それは町長が自分の都合のいい捉え方をしているんじゃないかと。

先ほど田原議員も言いましたが、椎田地区の方に聞いたら、10人のうち9人が「築城の支所のところのほう金がからんでいいし、私たちは築城でいいよ」と言われたと。1人だけは「ここがいい」と言ったと、こういうふう聞いております。勘違いしないでください。築城の支所のあるところに建てろと言っているんじゃないありません。アグリのところでもよければ、町民の皆さんが納得すれば真如寺の山の中でも僕はいいと思います。町民にそういうことを問わんでいいちゅう町長の考え方が、余りにも横暴だと。

その上に、あなたは議会で取り消しました。私は議場に入りませんでした。町民に対して説明する義務があるんじゃないかと。あなたは町民から執行権という権力をいただいていると、任せられていると議員さんおっしゃいましたよね。私じゃない議員さんが。そのとき、あなたはその議員さんの質問に対して「烏合の衆に話をしたら、ああやない、こうやないで庁舎が建たんことになる」と。築上町民、きょう傍聴されている方以下、町民全体、あなたは町民を「烏合の衆」という発言をしたんですよ。これは大変なことだちゅうことで、最終日に取り消すと言うから、僕はだめだと。僕らだけに言ったことじゃなくて住民みんなに言ったことだから、住民にちゃんと説明すべきだということで全員協議会で発言しました。

その結果、あなたのところに一つの案として、広報ちくじょうの町長室だよりで「烏合の衆とは書かなくてもいいから、町民に対して大変失礼な発言をした」と、「そのことを議会の皆さん

に議場でお断り申し上げました」と、「今後、町民の意見を聞きながら、町政執行に邁進いたします。努力します」と書くんやったら議場に入りましょうと。私とあと1名、名前を出していいか悪いかはわかりませんが、その議員が議場に入りませんでした。ほかの皆さんは、聞くだけやったらいいやないかと言うて入ったんですよ。納得して入った人は、僕はいなかったと思います。それは、あなたの強力なる支持者は何でもあなたの言うとおりでしょから。しかし、議員の皆さんも今回は考えてほしい。

例えば、合併特例債を使わなくても庁舎を建てる方法はあると思います。100億円の借金があるんですよ、築上町には。反面、50億円の預貯金があります。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員、もうわかっとる。端的に短く行こうよ。

○議員（14番 吉元 成一君） はい。だから、今のところはわからないやないですか、皆さんが。理解してくれんのやから。町長の言われていることが正しいか正しくないかというのは、端的に言うたら正しくないんですよ。

○議長（田村 兼光君） もうそれでいいでしょう。

○議員（14番 吉元 成一君） 町民に対してちゃんと理解できるような説明をしていただければ、私どもは庁舎建設に対しては反対する気持ちは持っておりません。議会議員、全てそうだと思います。だから、今回は考え直す時間が必要だと思いますので、修正案に賛成いたします。

○議長（田村 兼光君） 普通なら私もこうは慎重にやりませんが、これはやっぱり庁舎は町民の財産であり、全て町内外から注目をされていますので、きょうは真剣に行きますので。皆さん方、陰でぐずぐず言わんと、きょう、この場で本当に屈託のない意見を述べてください。

あなた、反対か。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 修正案に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

この修正案は、この地、今の現庁舎以外でもという話で出ています。

まず、この土地を動かすということになると、それこそ住民説明会等をやっていないといけません。なぜなら、地方自治法の中に「事務所の位置を定める又はこれを変更するに当たっては住民の利用に最も便利であるように交通の配慮、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わないとならない。」というふうになっているわけでありまして。

今のこの場所を動かすという理由が、逆になんです。交通の便とか、いろんな状況の中で行けば、駅に近づけようとか、そういうことは考えられるんです。ところが、前回、JAのほうに移転をしようかという話がありましたが、これが白紙になったということを考えると、この地を動かす、今の現庁舎を動かすということを変える理由が法律的にないということなんです。その法律的にこの地を変えるという理由があれば、そこをしっかりと論議するべきではないかというふうに思っています。

まずは修正動議については、そういう点を考えれば、簡単にはこの庁舎を動かすということは難しいのではないかとこのように考えます。

それと先ほどから、築城の支所の横に建てたら安いのではないかとこのように話も出ています。確かに現時点で、単純に建てれば、このようになるかと思えます。

ところが、今の築城庁舎は建ててから十数年たっています。じゃあ二十数年後どうなるのかということになると、今度、今の築城庁舎を建てかえないといけないというふうなことになるのではないかなど。計算上は今、現時点だけのことを考えればということ前提とした話であって、将来的に子供たちの負担、私たちが子供や孫たちに負担をどうするのかということを見ると、中途半端な2個も3個も庁舎を建てるのではなくて、しっかりとした庁舎を建てて、将来の子供たちに負担がかからないようにするということが大前提ではないかなというふうに思えます。

また、先ほど鞆野議員からもありましたように、古い施設が多々この町内にはあります。この町内のいろいろな施設を、ある段階で整理するというか、集めながら効率よくランニングコストを抑えていくということが、また将来の子供たちの負担を減らすということにもなりますので、そういう観点から考えれば今回のこの庁舎の位置を進めていくべきでもあろうし、また将来的にプロポーザルの契約を進めていくということであれば、債務負担行為をやることによって幅広い業者が参加できる、幅広い業者の人たちから意見が聞けるというふうになるのではないかなと思えますので、今回の債務負担行為を進めていって庁舎建設に当たるべきだというふうに考えますので、修正動議には反対をしたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、本案に対する工藤久司議員外2名から提出された修正案について、採決を行います。修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） 可否同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長採決とします。本修正案に、議長は可決と採決します。

修正した部分を除く議案を議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、修正議決した部分を除く原案について採決をします。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号の修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第2. 議案第66号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第66号平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第66号平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額、過年度、国・県返納金の確定に伴う償還金等の補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 説明は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第66号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第67号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第67号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第67号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額であり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。反対意見のある方。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。  
これから、議案第67号について採決を行います。  
本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第4. 議案第68号**

**日程第5. 議案第69号**

**日程第6. 議案第70号**

**日程第7. 議案第71号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第4、議案第68号平成29年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてから日程第7、議案第71号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第71号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第68号から議案第71号まで、委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第68号平成29年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、受水費用及び人事院勧告に伴う人件費の増額であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号平成29年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第70号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、個人番号の独自利用を定めた事務の中の条例の名称は変更されたため、条例の一部を改正する必要があるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第71号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告制度を尊重し、適切な改定を行うため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

以上、全て可決です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第4、議案第68号平成29年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第68号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第69号平成29年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議

題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

これで討論を終わります。

これから議案第69号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第70号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第70号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第71号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第71号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第8. 議案第72号**

**日程第9. 議案第73号**

**日程第10. 議案第74号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第8、議案第72号築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、議案第74号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第74号まで一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第72号から議案第74号まで、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） **議案第72号**築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、椎田保育園及び葛城保育園を統合し、新たに椎田そらいろ保育園を開設するに当たり、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

**議案第73号**築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町子ども医療費支給制度の対象範囲を18歳まで拡大するに当たり条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

**議案第74号**築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町子ども医療費支給制度の対象年齢を18歳まで拡

大することに伴い、重度障害者医療費支給制度を選択した利用者との間に不均衡が生じないようにするために条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第8、議案第72号築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案72号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第73号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案73号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第10、議案第74号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第74号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第11、議案第75号

○議長（田村 兼光君） 日程第11、議案第75号築上町国営椎田土地改良施設の維持管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 築上町国営椎田土地改良施設の維持管理に関する条例の制定についてであります。本案について慎重に審査した結果、国営椎田土地改良事業による造成された施設について、土地改良区が解散することに伴い国から町へ譲与されるため、施設の維持管理に関する条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第75号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第12. 議案第76号

○議長（田村 兼光君） 日程第12、議案第76号築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第76号築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、第2有機液肥製造施設の新設に伴い、施設の名称及び位置を定めるため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第76号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 陳情第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第13、陳情第1号2018年度教育条件整備陳情書を議題とします。

本陳情について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 陳情第1号2018年度教育条件整備陳情書。本陳情に

ついて慎重に審査した結果、町内の小中学校の教育条件の整備を求めるものであり、採択すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから陳情第1号について採決を行います。

本陳情に対し、反対意見はありません。本陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第14. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田村 兼光君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第12、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続審査については委員会付託を省略し、本日即決することと決定しました。

日程第12、常任委員会の閉会中の継続審査について、議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

ここで、町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（新川 久三君） 皆様、平成29年第4回定例会、全ての議案は認めていただけませんで

したが、一部修正案ということでございました。これも私もできる限りのことはやっていきたいと、このように考えておる次第でございますし、年が明けてから選挙もでございます。そういう形の中で、あとどうするかという問題も議論しながらやっていきたいと、このように考えておるところでございます。

一応4年間、最後の議会でございます。4年間、全ての議案に皆さんの御理解をいただいて、町政にいろいろ御意見もいただきながら、ありがたく思っておるところでございます。この場をかりて厚く御礼を申し上げます。

さて、ちょっと1つだけ報告がございますが、防衛省から通告が参っております。今までNHKの放送受信料、これが今までは半額助成をコンター内されておりましたが、一応見直しというようなことで、これも国土交通省が平成25年度に助成制度を廃止しておるといふようなこと、それから全国の住宅の防音工事が進み、一定の改善がなされておるといふようなことで、防音工事が平成30年の8月31日をもって全て完了しておるものについては助成を終了しますと。それから、一部住宅防音工事を実施しておる世帯については、30年9月5日助成額を半額とし、そして36年3月31日に助成を終了しますと。それから、あと事業所、それから30年の4月1日以降の転入者については、これは助成はありませんと。そして、引き続き助成対象区域の住宅防音工事を行っている世帯については、30年の3月31日以前の転入済みの場合は引き続き助成を継続してまいりますと、このような通知が来て、正式な発表はあした防衛省が発表するというふうなことで通知が来ておるところでございます。この件について、全国組織を通じながら、防衛省に対しては防音まだ未実施の世帯に予算を向けるように要望してまいろうかと、このように考えておるところでございます。また議員の皆さんのいろんな応援をお願いしていただく対策委員会、特にお願いしたいと思っておるところでございます。

それでは、結びに、平成29年これで終わりますが、30年、皆さん御自愛しながら、いいお年を迎えていただくことをお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田村 兼光君） これで、平成29年第4回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

署名議員